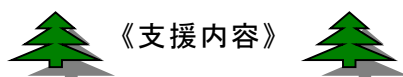


～ 犯罪被害にあわれた方々へ ～

誰もがある日突然犯罪被害者になる可能性があります。芦屋市では、芦屋市犯罪被害者等支援条例（平成28年4月1日施行）に基づき、犯罪被害により1ヶ月以上の重傷病を負われた犯罪被害者やそのご家族に対し、下記の支援を行います。



《支援内容》

■ 支援金の支給

- ◎ 遺族支援金 30万円 被害者が死亡した場合その遺族に支給
- ◎ 重傷病支援金 10万円 被害者が重傷病を負った場合被害者本人に支給

■ 日常生活の支援

- ◎ 家事援助費用助成 上限 2,500円/時（午前9時から午後6時まで、25時間以内）
家事等の日常生活に支障をきたしている場合に家事援助ヘルパー利用費用を助成
- ◎ 一時保育費用助成 上限 4,800円/日（5日以内）
警察や司法手続きへの出頭などにより、一時的に家庭での保育に支障が出る場合に一時保育利用費用を助成
- ◎ 家賃助成 家賃月額額の2分の1（上限 35,000円）
従前の住居に居住することが困難となった場合に新たに入居する賃貸住宅の家賃を助成
- ◎ 転居費用の助成 上限 20万円
従前の住居に居住することが困難となった場合に新たな住居に転居するための費用を助成
- ◎ 市営住宅の一時使用
上記に関する問い合わせ 芦屋市都市政策部都市基盤室道路・公園課 ☎0797-38-2480

◆◆ 相談窓口 ◆◆

■ 公益社団法人ひょうご被害者支援センター（兵庫県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体）

- ◎ 犯罪被害者やそのご家族の日常生活や立ち直りに関する相談 ◎ 弁護士や臨床心理士等による専門相談
- 電話相談（無料）【犯罪被害全般】ひょうご被害者支援センター ☎078-367-7833
火・水・金・土（祝日、8/12～16、12/28～1/4を除く）午前10時～午後4時
- 電話相談（無料）【性被害専用】ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」 ☎078-367-7874
月・火・水・金・（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）午前9時～午後5時

■ 兵庫県警察本部 被害者支援室（サポートセンター）

- ◎ 犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談
- ◎ 犯罪被害者やそのご家族のこころの悩み相談・カウンセリング
月～金（土・日・祝日、12/29～1/3を除く）午前9時～午後5時45分 ☎0120-338-274